

学振助企第24号
令和3年7月1日

関係各研究機関代表者 殿

独立行政法人日本学術振興会

理事長 里見 進

(公印省略)

令和3(2021)年度科学研究費助成事業－科研費－（国際共同研究加速基金
（国際共同研究強化（A）））の公募について（通知）

このことについて、「令和3(2021)年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領（国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（A）））」（以下「公募要領」という。）により公募します。

ついては、貴職より関係者に周知するとともに、貴研究機関において、応募者がいる場合には、公募要領「V 研究機関の方へ」の内容に従い、応募手続等必要な事務手続を行ってください。

記

- ・公募要領及び別冊は、冊子体の送付を行いませんので、日本学術振興会ホームページ（URL：https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/35_kokusai/01_kyoka/download.html）より御覧ください。
- ・今回の公募要領等における前年度からの主な変更点は別紙のとおりですので、貴職から関係者に周知してください。

以上

(本件担当)

〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3-1
独立行政法人日本学術振興会
研究事業部 研究助成企画課

電話 03-3263-4927

E-mail kksi-kaken@jsps.go.jp

＜令和3(2021)年度における主な変更点等＞

(1) 研究インテグリティについて

- 「研究インテグリティの確保に係る対応方針について」（令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定）等を踏まえ、研究活動の透明性の確保のため、必要な対応を実施しています。（31頁参照）

(主な対応)

- ・研究計画調書の「研究費の応募・受入等の状況」欄に国内の競争的研究費のみならず、国外も含めた研究資金を記載することを明確にしています。
- ・研究計画調書の「研究費の応募・受入等の状況」欄に記載した研究課題を応募・受入れるに当たっての所属組織・役職を記載することとしています。
- ・研究計画調書は、応募者が関与する全ての研究活動の状況を所属研究機関と適切に共有するとともに、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）に基づき規制されている技術の取扱いを予定している場合には、当該法律や所属研究機関の規程等を踏まえ、その対処方法等を十分に確認した上で提出することとしています。

- なお、研究計画調書に事実と異なる記載をした場合には、研究課題の不採択、採択取消し、又は減額配分をすることがあります。

(2) 審査への協力について

- 一部の研究者に審査負担が偏ることがないように、研究者全体で科研費の審査を支えていくためには、審査委員を引き受けることが研究者の責務であり、学術研究を支えるためにも重要であることを明記しています。（25頁参照）